

令和6年度あきる野市防災会議 議事要旨

開催日時 令和7年3月14日(金) 午後3時から午後3時30分まで

開催場所 あきる野市役所 5階 503会議室

出席者 市長、陸上自衛隊第1施設大隊第1中隊長、東京都西多摩保健所長、あきる野給水事務所長、五日市警察署警備係長、福生警察署警備課長、秋川消防署署長、副市長、教育長、日本郵便株式会社あきる野郵便局長、東日本旅客鉄道株式会社拝島駅長、東京電力パワーグリッド株式会社立川支社青梅地域渉外担当部長、NTT東日本東京事業部東京西支店東京西エリア統括部担当課長、東京都赤十字血液センター立川事業所長、あきる野市医師会代表、阿伎留病院企業団副院長、武陽ガス株式会社取締役総務部長、秋川歯科医師会会長代理、あきる野市防災・安心地域委員会本部長、あきる野市町内会・自治会連合会長、市議会議長、市議会総務委員会委員長、あきる野商工会会長、あきる野市赤十字奉仕団委員長、秋川農業協同組合女性部長、東京都助産師会西多摩分会会長、東京都市町村災害医療コーディネーター公立阿伎留医療センター救急科統括部長、企画政策部長、総務部長、健康福祉部長、都市整備部長

事務局 地域防災課防災担当課長、防災係長、防災係

1 開 会 地域防災課防災担当課長

2 挨拶 市長

3 委員自己紹介 席次表をご覧くださいことで紹介を省略

4 審議事項

(1) あきる野市地域防災計画の修正について・・・資料3-1～3-3

市長 事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、あきる野市地域防災計画の修正について、(1)から(5)まで一括してご説明させていただきます。

(1) 令和7年度組織改正等について、資料3-1をご覧くださいと思います。今回の修正内容につきましては、令和7年4月に組織改正が行われることに伴いまして、公共施設対策及び災害対策等強化を図るため、公共施設担当部長及び危機管理担当課長職が新たに追加となる予定です。このため、地域防災計画について、公共施設担当部長及び危機管理担当課長を追加するものです。

次に、(2) 危機管理基本指針の修正について、資料3-2をご覧ください。(1)で

ご説明しました、4月に行われる組織改正に伴いまして、危機管理戦略本部設置時の体制強化を図るため、防災・危機管理の専門的知見のある危機管理監を配置し、防災をはじめとする危機管理への対処能力の向上を図るものです。危機管理監につきましては、現在、採用に向けた手続きを進めているところでありますので、採用日以前の体制につきましては、従前の体制となります。

続きまして、(3)指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表の修正及び追加について、資料3-3及び別紙、指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表をご覧ください。東京都が公表しております、秋川及び平井川流域の洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域が新たに公表されたことに伴い、新たに危険区域内に該当、また、非該当となりました、指定緊急避難場所及び指定避難所について、見直しを行い一覧表の修正を行うものです。また、令和7年7月に開館予定の武蔵五日市駅前に建設中の「フレア五日市」については、市民や観光客など様々な人が気軽に立ち寄れる施設となることから、災害時の帰宅困難者施設として地域防災計画に追加するものです。

続きまして、(4)浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧表の修正について、資料3-3及び別紙、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧表をご覧ください。水防法及び土砂災害防止法等の関係法令が改正され、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域が新たに公表されたことに伴い、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設について、想定される災害種別ごとの避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられたことから、新たに該当となった施設を含め要配慮者利用施設一覧表に追記するものです。

続きまして、(5)災害時応援協定等一覧の更新について、資料3-3をご覧ください。新たに締結した災害時応援協定について、地域防災計画に追記します。主な協定締結先につきましては、令和6年2月2日、横川観光株式会社、同じく4月16日、佐川急便株式会社、同じく4月22日、エートス協同組合、同じく7月1日、東京都行政書士会多摩西部支部、同じく12月16日、社会福祉法人金木星の会となります。また、あきる野市建設防災協力会及び学校法人菅生学園につきましては、協定内容の修正を行いました。あきる野市地域防災計画の修正について、説明は以上となります。

市長

説明が終わりました。質問がありましたら挙手をもってお願いいたします。ありませんか。

それでは、特にないようですので、この内容で、あきる野市地域防災計画を修正させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし)

異議なしということですので、あきる野市地域防災計画は、この内容で修正させていただきます。

次に、次第5報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告事項(1)から(3)までご報告させていただきます。

まず、(1)令和6年度ハザードマップについてですが、こちらについては、資料はございません。水防法及び土砂災害防止法等の関係法令が改正され、洪水浸水想定区域、及び土砂災害警戒区域が新たに公表されたことに伴い、令和6年度にハ

ザードマップの作成及び全戸配布を実施しました。前回、ハザードマップで記載していなかった、秋川及び平井川流域の外水氾濫想定区域、及び家屋倒壊等氾濫想定区域を今回のハザードマップから、地図上へ記載しております。また、審議事項でお示ししております、指定緊急避難場所及び指定避難所、危険区域内の要配慮者利用施設についても、修正した内容で地図上へ記載しております。

(2) 避難所用簡易トイレの配備についてご説明させていただきます。こちらについても、資料はございません。令和6年能登半島地震等の状況を踏まえ、令和6年3月に、26指定避難所へ、簡易トイレ2台、簡易トイレ用凝固剤200個を配備いたしました。また、東京都の補助金を活用し、令和7年2月、3月に1台あたり2000回分使用できる簡易仮設トイレを32台購入し、小中学校を中心とした指定避難所へ配備いたしました。

(3) 令和7年度あきる野市総合防災訓練についてご説明させていただきます。資料4をご覧ください。こちらの資料は、町内会長・自治会長宛ての文書の写しとなります。令和6年度までのあきる野市総合防災訓練では、市内小中学校1校をメイン会場として、訓練を実施しておりました。令和7年度につきましては、市民からの要望が多い、避難所開設訓練を、市内7ヵ所で同時に実施いたします。それにあわせて、災害対策本部設置運営訓練を、市役所防災センターで実施いたします。なお、詳細については、市内7地区の防災・安心地域委員会の代表者や、関係機関と調整の上、決定いたします。

以上(1)から(3)までの報告を終了いたします。

市長 報告が終わりました。質問がありましたら挙手をもってお願いいたします。

無いようであれば、以上で予定されていた報告は終了となります。

次に、次第6その他に入りますが、ここで東京都水道局様から事前に申し入れがありましたので、東京都水道局様、よろしくお願いいたします。

委員 東京都水道局あきる野給水事務所長です。日頃より、水道事業に御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。現在、水道事業につきましては、東京都水道局と、連携団体の東京水道株式会社が、東京水道グループとして一体となって運営しており、現場業務については順次、東京水道株式会社へ移転しているところでございます。現行の防災計画は、水道関連の所管部署があきる野給水事務所となっておりますが、業務移転の拡大に伴い、所管部署の変更を見込んでおります。所管部署が決まり次第、速やかに市へ御連絡いたしますので、名称変更を宜しくお願い致します。

市長 ありがとうございます。他に委員の皆様から、報告や情報提供など、何かありますか。はい。どうぞ。

委員 令和4年に東京都が被害想定を改定いたしました。これによりますと、あきる野市、流域ですね、多摩東部地震もしくは立川断層帯の地震によりまして、概算ではありますが、傷病者が300から500人程度発生するとされております。特に風速8メートルの冬の夕方となりますと、死者数は青梅市よりも多いというようなデータも記載されております。これを勘案しますと、恐らくは、災害拠点

病院である公立阿伎留医療センターには、多数の傷病者が押し寄せると考えられております。災害医学における傷病者が大体どれぐらいの時間でどれぐらいやってくるかという計算式がございます。これに則って、発災から1時間、もしくは2時間以内にどれぐらいやってくるかというのを考えますと、最大で250名の傷病者がやってきます。そのうちの10%から20%は重症患者と言われてます。この震災による死者は50名程度が想定されておりますので、それにプラスアルファで50人を足すと相当数が短時間のうちに、押し寄せてくる、そういうふうには考えられます。この際、一般車両の滞留という問題が当然生じます。なるだけ、救急の患者さんを拠点病院にうまく搬入させて、そしてまた外に出してあげるといふ、交通の面では、病院の前にあります、大型の道路の規制に関して、状況によっては警察と一緒に協力して、もしくは消防署、もしくは行政と一緒に調整を行うというのはいずれ必要になるのではないかと考えております。そういう面で、警察、警視庁の方に、ご配慮いただきながら調整をしていただくことは可能かどうかということをお聞きしたいと思います。以上です。

市長
委員

今日は警察の方もいらしてと思うんで、よろしいでしょうか。
福生警察署のものです。今のご質問に対してですが、結論から言いますと、そういった事態になった場合は自治体であるあきる野市と管轄署である福生警察署、五日市警察署と協議をした上で、どこにどれだけの規制をかけるかというのを協議した上で、規制をかけることになると思います。発災直後は非常に現場も混乱しますし、指揮系統も非常に乱れると思います。なので、そこでどれだけの規模の規制をかけるかという判断に、例えば1時間後、1日でできるとかというお約束は、今この場でできるものではないんですが、当然あきる野市で今これだけの負傷者が出ていて、医療センターに負傷者がこれだけの人が運ばれてると、そこで、やはり規制が必要だということになれば、警察署の署長の権限で規制をかけることは可能です。ただそれも、当然、一般市民の生活に影響を及ぼすものでありますので、どれだけの路線を規制をかけるかということについては、あきる野市と警察署で協議をした上で、どれだけの期間をかけるかということを決めて行うことになると思います。それが長期間に及ぶ場合には、またちょっと違う話にはなってくるのですが、一旦、1ヶ月を超えない範囲での規制をかけるということは、署長の判断で可能ですので、それを行うことになるというふうには考えております。以上です

市長
委員

ありがとうございます。他に委員の皆様から、報告、情報提供などありましたら、どうぞ。

今の話と関連してるんですけど、2月に緊急医療救護所を開設する訓練を、公立阿伎留医療センターの駐車場で行いました。その際、出てきた話なんですが、阿伎留医療センター北側の道は太くていいんですが、南から入ってきた場合、踏切が、近くに3つあるんですが、この踏切が何らかの影響で閉まって、交通渋滞を招くとか、緊急自動車あるいは、早期に治療の必要な方々の搬入ができない、というようなことにならないのか。踏み切りについて、東日本大震災のときも渋

滞の原因になってたと思うんです。何かに記載されていたかどうかも含めて確認したいと思います。

市長 よろしいですか。

委員長 JR東日本八王子支社拝島営業統括センターのものです。すいません、あきる野市の地域防災計画に踏切の関係が記載してあるかどうか、ちょっと今すぐ回答はできないんですが、踏切につきましては、電車が例えば踏切の手前で止まっているとか、停電とか、故障とか、いろんな状況があつて、踏切が閉まり放し、灯火鳴動しつ放しつということがあるかと思うんですけれども、基本的には迂回をしていただくという形になります。五日市線には33ヶ所の踏切があるんですが、調べたところ、7ヶ所、オーバースタップとアンダーパスと踏切の上を通ったり下を通ったりする場所がありますので、そこを利用していただくという形になると思います。またどうしても必要で踏切を開けなきゃいけないという場合は、本社の対策本部と調整をして、踏切を開けるという形にはなると思うんですが、すぐに開けられるとはちょっと言えないような状況であります。踏切については過去にもいろんな事故が起きていまして、ルールが定められているところでもありますので、そのルールによって、やっていくという形になりますので、現時点では、迂回をお願いしたいという形になります。私からは以上になります。

市長 ありがとうございます。他に、ありますでしょうか。はい、どうぞ。

委員長 先ほど資料3-3の説明におきまして、水防法や、土砂災害に関連する法案が令和3年に改正になりました。要配慮施設といいますのは、避難計画を市町村におそらくは提出し、年に1度ぐらいいは、訓練をすることが義務づけられていると思います。災害拠点病院にも、恐らくは、施設の損壊等で搬入されてくる利用者様というのはいるのではないかと想定をしております。水防法に則って、訓練の報告というの、市町村への提出になつてははずですので、今後、きちんと、今回の一覧表に掲載されました、要配慮施設に関しましては、訓練をしているかどうかというの、行政の方でご確認いただければありがたいなと思つて一言言わせていただきました。以上です。

市長 今のご意見について、行政の方から何かありますか。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。まず、今回新しく記載させていただく施設に関しましては、1件1件お伺いしまして、避難確保計画の重要性ですとか、訓練ということで、訓練の項目がわからない施設さんも多くいらっしゃいましたので、国が定める様式に基づきまして、例えばですけども、連絡訓練とか、避難訓練とか、避難経路を確認する図上訓練なんかもそれに入ってきておまして、そこらへんの周知というのはさせていただきます。現状まだ、地域防災計画に定められてない部分になりますので、提出していただいているところもあれば、まだこれからというところもあるので、そこら辺は適時、年に1回ほどは各施設の方に連絡をとりまして状況を確認していくという方法でこれからやっていこうかと思つていますので、よろしくお願ひいたします。

市長 ありがとうございます。他にありますでしょうか。はい、どうぞ。

委員 陸上自衛隊の第1施設大隊長の代理で参りました第1中隊の中隊長です。私につきましては令和6年8月1日に、前任から引き継ぎまして、中隊長に上官してるところです。引き続きいざという、有事の際には積極的に協力させていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。この場を借りてご挨拶申し上げます。

市長 大変心強いご協力のお言葉をありがとうございます。他にありますでしょうか。

では無いようですけども、先ほど有事の際には、大きな災害があった際には、公立病院に、大勢の人が一気に結構来るだろうという想定のもとに、そうすると、踏切のことですとか、道路のことですとか、その場で緊急に判断して講じていかなければいけないというリスクのご提案をいただきました。その場になってみないと解決できないことはあるんですけども、事前にそういうふうに予告していただけると、そういうことの協議であったり、そういうときどうしたらいいかっていうような共有もできますので、本当に貴重なご提案だったと思います。ありがとうございます。

それでは、皆さんからのご意見をたくさんいただきましたが、以上で本日の会議を終了させていただきます。今後とも、市の防災行政に皆様のご協力をお願い申し上げます。今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。

7 閉 会